

(表紙)

恵那市森林整備計画
変更計画

恵那市森林整備計画 変更計画（案）

計画期間

自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

岐阜県
恵那市

令和6年3月31日変更
恵那市告示第〇〇号

岐阜県恵那市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、恵那市森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和6年4月1日とします。

恵那市森林整備計画の一部変更

目次

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

2～3（略）

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

2 天然更新に関する事項

3～5（略）

第3（略）

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1（略）

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

3（略）

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1～2（略）

3 将来目標区分の設定

第6～第8（略）

第9 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2～3（略）

III（略）

IV（略）

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

2～4（略）

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

6（略）

7 その他必要な事項

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、**現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。**

（2）（略）

2～3（略）

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の**花粉の少ない苗木**の増加に努めます。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、樹種については次のとおりとします。

一般的事項	・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択するこ
-------	--

	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。 ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 ・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は恵那市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限りて摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 								
人工造林の対象樹種	<p>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td> <td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。
区分	針葉樹	広葉樹	備考						
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。						
最深積雪深による造林樹種の区分	<p>・当市における最深積雪深は、1.0mに満たないため、それぞれの立地条件に応じた樹種を選定し、植栽します。</p>								
カシナガ等被害跡地の造林樹種	<p>・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。</p>								

(2)～(3) (略)

2 天然更新に関する事項

(1)～(2) (略)

(3) 天然更新の対象樹種等

更新樹種は、高木性樹種とします。そのうち主な樹種は以下のとおりとします。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径40cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、別紙種別一覧表を参照。

(4) (略)

(5) 更新の判定基準

下記に示す稚樹高以上の更新樹種が、期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が3以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が3以上の状態をもって、更新の完了とします。

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm以上かつ競合植物の高さ以上
-----	---

期待成立本数	<p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種等の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000本/ha <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種等に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本/ha)とする。
--------	--

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200本	120本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000本	2,000本	2
計					3

(6) ~ (7) (略)

3 ~ 5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、【別表1】【別表2】により定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の持続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な**施業**が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行います。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表 1－2 による】	18,595.98
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表 1－2 による】	420.28
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表 1－2 による】	208.93
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表 1－2 による】	154.84

* 公益的機能別施業森林について概要図及び【別表 1－2】において以下の通り読み替えるものとする。

「水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「水源涵養機能維持増進森林」

「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」

「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「快適環境形成機能維持増進森林」

「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「保健・文化機能維持増進森林」

「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「木材等生産機能維持増進森林」

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		【別表 2－2 による】	18,436.57
長伐期施業を推進すべき森林		【別表 2－2 による】	419.67
複層林施業を推進すべき森林	択伐以外の方法による複層林施業	【別表 2－2 による】	169.81
	択伐による複層林施業	【別表 2－2 による】	16.03
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 (略)

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1～2 (略)

3 将来目標区分の設定

第2項により設定された区域を【別表3】に示します。

【別表3】 森林配置計画における将来目標区分の区域
(集計表)

区分	面積 (h a)
木材生産林	11,360.98
環境保全林	22,755.71
観光景観林	35.56
生活保全林	27.54

第6～第8 (略)

第9 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) (略)

(2) 森林技術者の確保・育成・定着

ア 林業技術者の確保・育成

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の確保に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

イ (略)

2～3 (略)

III (略)

IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) (略)

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域の設定に当たっては、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出をそれぞれ一体として効率的に行うことができると認められる複数林班について区域を定めるものとします。具体的には大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことのできるまとまりのある森林について、隣接する5～30個程度の林班を目安として区域の範囲を定めるものとします。

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
大井	102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112	347.14
正家	146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153	313.79
姫栗東部	78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86	580.18
毛呂窪東部	93, 94, 95, 99, 100, 101	177.15
毛呂窪西部	88, 89, 90, 91, 92, 96, 97, 98, 233	430.26
長島町久須見	112, 142, 143, 144, 145, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180	1,018.29
佐々良木	206, 207, 217, 218, 219, 220, 229, 230, 231, 232	539.45
山岡町田代	11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20	341.42

2 ～ 4 (略)

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画については表V-1-6-1のとおりです。

表V-1-6-1 計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面積 (ha)	備 考
恵那市笠置町 73 林班	間伐	14.67	令和元年度実施済
恵那市串原 42 林班	間伐	9.95	令和元年度実施済
恵那市笠置町 72 林班	間伐	35.27	令和2年度実施済
恵那市串原 12.14 林班	間伐	24.95	令和2年度実施済
恵那市明智町 97 林班	間伐	7.48	令和2年度実施済
恵那市笠置町 70.71 林班	間伐	40.15	令和3年度実施済
恵那市武並町藤 181 林班	間伐	9.44	令和3年度実施済
恵那市串原 17.18 林班	間伐	29.89	令和3年度実施済
恵那市明智町 98.99.100 林班	間伐	17.52	令和3年度実施済
恵那市笠置町 68.74 林班	間伐	19.82	令和4年度実施済
恵那市明智町 95.96 林班	間伐	35.76	令和4年度実施済
恵那市串原 47.49.50 林班	間伐	47.95	令和4年度実施済
恵那市笠置町 66.67.69 林班	間伐	46.91	令和5年度実施済
恵那市串原 31.32.33 林班	間伐	24.30	令和5年度実施済
恵那市笠置町 75.76 林班	間伐	49.0	令和6年度実施予定
恵那市飯地町 31 林班	間伐	15.0	令和6年度実施予定
恵那市岩村町 52.53 林班	間伐	20.0	令和6年度実施予定
恵那市明智町 21.24.25 林班	間伐	20.0	令和6年度実施予定

6 (略)

7 その他必要な事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 土地の形質の変更にあって留意すべき事項

土地の形質の変更にあっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう留意します。土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を留意して、その実施区域の選定を行います。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び下流域に対し流出増とならないよう雨水等の適切な処理のために排水・貯留施設等を配置するものとします。

その他、土地の形質変更の態様に応じた土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置や森林の適切な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取り組みの実施等に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止に配慮することとします。